

上郡町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 27 年 3 月

上 郡 町

— 目 次 —

第1章	はじめに	1
第1節	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
第2節	取組の経緯	1
第3節	行動計画の作成	2
第2章	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	3
第1節	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	3
第2節	新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	4
第3節	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	6
第4節	新型インフルエンザ等発生時の被害想定について	7
第5節	対策推進のための役割分担	9
第6節	本町行動計画の主要6項目	12
1.	実施体制	12
2.	サーベイランス・情報収集	13
3.	情報提供・共有	13
4.	予防・まん延防止	14
5.	医療	19
6.	町民生活及び経済の安定の確保	20
第7節	危機管理体制の整備	21
第8節	発生段階	25
第3章	各発生段階別対策	27
第1節	未発生期（発生前の段階）	27
1.	実施体制	27
2.	サーベイランス・情報収集	28
3.	情報提供・共有	28
4.	予防・まん延防止	29
5.	医療	29
6.	町民生活及び経済の安定の確保	29
第2節	海外発生期	30
1.	実施体制	31
2.	サーベイランス・情報収集	31
3.	情報提供・共有	31
4.	予防・まん延防止	32
5.	町民生活及び経済の安定の確保	33

第3節 県内発生早期	34
1. 実施体制	34
2. サーベイランス・情報収集	35
3. 情報提供・共有	35
4. 予防・まん延防止	36
5. 町民生活及び経済の安定の確保	39
第4節 県内感染期の対策	40
1. 実施体制	41
2. サーベイランス・情報収集	41
3. 情報提供・共有	41
4. 予防・まん延防止	42
5. 医療	44
6. 町民生活及び経済の安定の確保	44
第5節 小康期	46
1. 実施体制	46
2. サーベイランス・情報収集	46
3. 情報提供・共有	47
4. 予防・まん延防止	47
5. 町民生活及び経済の安定の確保	47
用語解説	49
	~
	53

第1章 はじめに

第1節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

そこで、国は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関、事業所等の責務等を核とした、新型インフルエンザ等発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別措置を定めた、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）を制定した。また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

第2節 取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年(2005年)11月に、「世界保健機構(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数字の部分的な改定を行い、その後、平成20年(2008年)の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律(平成20年法律第30号)」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21年(2009年)2月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年4月に、メキシコ及び米国を発生源とする豚由来の新型インフルエンザ(A/H1N1)が発生し、世界的な大流行となり、5月16日に神戸市で国内初の感染が確認されて以降国内でも感染が拡大し、我が国では発生後1年余りで約2千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率は0.16(人口10万対)と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。また、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られたことから、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、国の「新型インフルエンザ対策行動計画」が改定されたこと、平成21年（2009年）10月に兵庫県が新型インフルエンザに対応した「兵庫県新型インフルエンザ対策計画（A/H1N1）への対応版」を策定したことを受け、平成23年（2011年）8月に「上郡町地域防災計画」を策定し、その中に新型インフルエンザ対策行動計画を盛り込んだ。これが、本町で初めての新型インフルエンザ対策行動計画である。

国では、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成25年（2013年）4月に、病原性の高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が施行されるに至った。

そこで、本町は「上郡町地域防災計画」における新型インフルエンザ対策行動計画を改定し、特措法に基づき「上郡町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「本町行動計画」という。）を作成するものである。

第3節 行動計画の作成

政府は、特措法第6条に基づき、平成25年（2013年）6月に「新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成し、これを受け、兵庫県は、特措法第7条に基づき、同年10月に「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。

そこで、本町においても、特措法第8条に基づき、本町行動計画を作成する。

本町行動計画は、上郡町全域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、本町が実施する措置等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭におきつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

本町行動計画の対象とする感染症は（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、政府及び県行動計画と同じく以下のとおりである。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じて見直す必要があり、政府及び県行動計画の改定等を踏まえ、**健康部局と防災部局とで協力し、適時適切に本町行動計画の変更を行うものとする。**

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられず、同様に、国内のどこかで発生すれば、県及び町内への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、町民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を本町の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、国や県との連携はもとより、医療機関や事業者と十分に連携・協力を図りながら、次の2点を主たる目的として対策を進める必要がある。

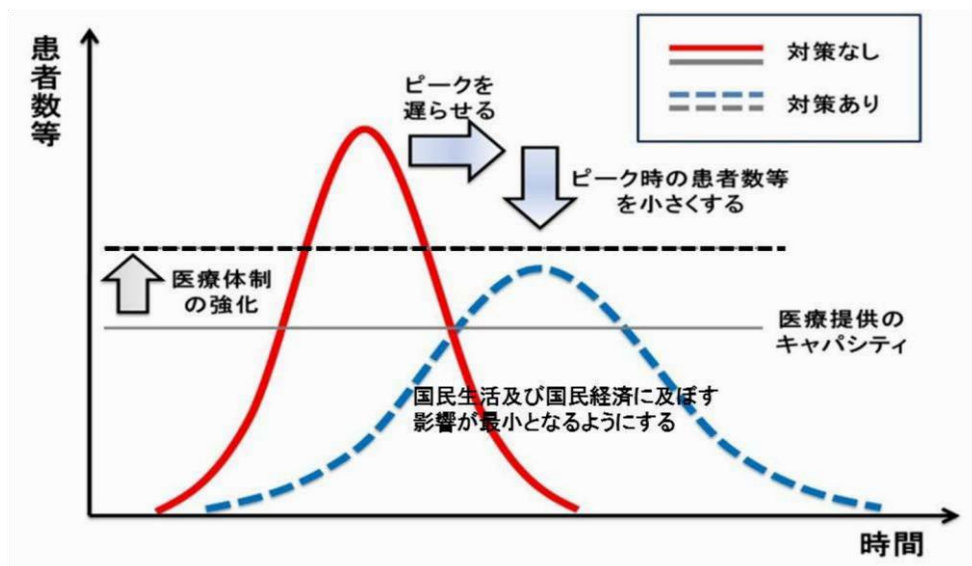
1. 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- (1) 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- (3) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2. 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- (1) 町内での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- (2) 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

〈対策の効果概念図〉



第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本町行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性の低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、本町においては、国や県の対策を視野に入れながら、本町の地理的な条件、交通機関の発達度等の社会的状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立する。(具体的な対策については、「第3章 各発生段階別対策」に記載する。)

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から実施すべき対策を選択し、決定する。

- (1) 発生前の段階では、町民啓発や県、本町、事業者等による業務継続計画等の策定・見直し等、周到な事前準備を進める。新型インフルエンザ等が発生した

場合の対策等に関し、町民及び事業者等を含めた町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報共有を行う。

- (2) 海外で新型インフルエンザ等が発生した段階では、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であることを前提とした準備を強化する。対策実施の体制をとり、情報収集や町民への情報提供、医療体制の確認等を進める。
- (3) 本町及び近隣地域内での発生早期の段階では、発生の初期等病原性や感染力等の情報が限られている場合、政府及び県対策本部から病原性が強い場合を想定した強い対策が指示される。発生状況等の情報収集、対策の評価等を含め県対策本部等との情報連携に努め、専門家の科学的な判断を基にした適切な対策へ切り替える。強い対策の必要性が低下した場合は、縮小・中止を図る等の確・迅速な実施対策の見直しを図る。
- (4) 本町で感染が拡大した段階では、国、県、町、事業者等が相互に連携して、医療の供給や町民生活・町民経済の維持のために最大限の努力を行う。計画内容と必ずしも一致した対応が取れない事態を想定し、必要により県・国と協議し柔軟な対策推進を図る。
- (5) 本町で患者の発生が減少し、低い水準にとどまっている段階では、町民生活及び町民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染防止に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、町、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンがない可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、県、町又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1. 基本的人権の尊重

国、県、町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請等（特措法第31条）、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等（特措法第45条）、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用（特措法第49条）、緊急物資の運送等（特措法第54条）、特定物資の売渡しの要請（特措法第55条）等の実施に当たっては、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するための最小限のものとする（特措法第5条）。具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

2. 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講ずるというものではないことに十分留意する。

3. 関係機関相互の連携協力の確保

上郡町新型インフルエンザ等対策本部（以下「本町対策本部」という。）は、国の新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）、兵庫県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）、他市町の対策本部と、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

本町対策本部長は必要に応じて、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

4. 記録の作成・保存

本町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、本町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第4節 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

1. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

本町行動計画の作成に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、政府行動計画を参考に、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

国は、政府行動計画を作成するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に一つの例として、発病率については、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患するとし、致命率については、アジアインフルエンザ並みの中等度の場合は0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2.0%と想定している。国が推測した流行規模を基に、本町における受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計すると次の表のとおりとなり、本町行動計画でもこれを参考とする。

国想定による新型インフルエンザ患者数の推計

	全国		兵庫県	
り患者数	全人口の25%が罹患する。			
	3,195万人		140万人	
医療機関を受診する患者数	約1,300万人～約2,500万人		約56万人～約108万人	
致命率の程度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	約53万人	約200万人	約2万3千人	約8万8千人
1日最大入院患者数	約10万1千人	約39万9千人	約4千人	約1万7千人
死亡者数	約17万人	約64万人	約7千人	約2万8千人

※兵庫県人口統計調査により試算。

町想定による新型インフルエンザ患者数の推計

	上郡町	
り患者数	全人口の25%が罹患する。	
	4,100人	
医療機関を受診する患者数	約1,700人～約3,200人	
致命率の程度	中等度	重度
入院患者数	約70人	約260人
1日最大入院患者数	約15人	約50人
死亡者数	約20人	約80人

※上郡町の推計人口は、平成26年3月末現在。(16,310人)

これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の本町の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。

被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて国や県に準じて見直しを行うこととなる。

未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要

があり、併せて特措法の対象とされたところである。このため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。なお、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本にしつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

2. 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定されている。

- (1) 国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- (2) ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

第5節 対策推進のための役割分担

1. 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、町及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する（特措法第3条第1項）。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める（特措法第3条第2項）とともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める（特措法第3条第3項）。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

2. 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に關し的確な判断と対応を行う。

県は、市町と緊密な連携を図り、市町における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町間の調整を行う。

3. 本町の役割

本町は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援等に関し、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

4. 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進する。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進める。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して、発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

5. 指定(地方)公共機関

特措法第2条に規定する指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法第3条5項に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

○指定公共機関

独立行政法人等の公共機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定める機関

○指定地方公共機関

都道府県の区域において、医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定する機関

6. 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても、最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。このことから、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める（特措法第 4 条第 3 項）。

○登録事業者

医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの。医療や社会福祉及び介護、電気・ガス・輸送・通信など対象となる事業の種類等の基準が厚生労働大臣により定められている。

○特定接種

登録事業者の業務に従事する者並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員及び地方公務員に対し、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に予防接種を行うこと。

7. 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底に努める（特措法第 4 条第 1 項・第 2 項）。

8. 町民

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個

人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める（特措法第4条第1項）。

第6節 本町行動計画の主要6項目

本町行動計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること」及び「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を達成するための基本的な方針について、「1. 実施体制」、「2. サーベイランス・情報収集」、「3. 情報提供・共有」、「4. 予防・まん延防止」、「5. 医療」、「6. 町民生活及び経済の安定の確保」の6項目に分けて記載する。なお、主要6項目の対策については、発生段階ごとに記述する。

1. 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の町民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全町的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、本町としては、公衆衛生部門と危機管理部門が中心となって全庁一体となった取組を行う。

本町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、「上郡町新型インフルエンザ等警戒本部」（以下「本町警戒本部」という。）を設置し、関係課等が連携・協力して新型インフルエンザ等の感染拡大を予防するために必要な対策を総合的に推進するための方策を具体的に検討していく。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、対策を強力に推進する必要があるため、上郡町新型インフルエンザ等対策連絡会議（以下「本町対策連絡会議」という。）において情報を発信するとともに、政府対策本部（本部長：内閣総理大臣）設置に併せ、兵庫県知事を本部長とする県対策本部が設置され、関係機関が一体となった対策が推進されることとなる。

さらに、国において、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認め、特措法に基づき新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発令されたときは、本町は町長を本部長とする本町対策本部を直ちに設置（特措法第34条第1項）し、町内における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進を図る。

2. サーベイランス・情報収集

国、県から提供される新型インフルエンザ等に関する発生状況の把握及び対策を講じるために必要な情報を入手する。発生時には、本町としても町内での流行状況についても把握に努め、効果的な対策に結び付ける。

3. 情報提供・共有

(1) 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、町、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要であるため、対策の全ての段階・分野において、国、県、町、医療機関、事業者、個人間のコミュニケーションが必須である。

特にコミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに十分留意する。

(2) 情報提供手段の確保

町民については、情報の受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることから、情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(3) 発生前における町民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを町民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通じ、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図る。

特に、児童、生徒等に対しては、学校・保育施設等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、健康福祉課、教育委員会等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

(4) 発生時における町民等への情報提供

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのような判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

町民に提供する情報の内容においては、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

町民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

媒体の活用に加え、ホームページ等の活用についても検討を行う。

さらに、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図る。

(5) 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。

4. 予防・まん延防止

(1) 目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることにより体制の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることを主な目的とする。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行うが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

(2) 主なまん延防止対策

ア 個人対策については、県内における発生の初期の段階から、マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が、必要に応じ、不要不急の外出自粛要請(特措法第45条第1項)が行われることから、本町においては、県の要請に基づき必要な協力を行う。

イ 地域対策・職場対策については、県内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染予防策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止策をより強化して実施する。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、県において、施設の使用制限の要請等(特措法第45条第2項及び第3項)が行なわれることから、本町においては、県の要請に基づき必要な協力を行う。

(3) 予防接種

ア ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内でおさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンについては、製造の元となるワクチン株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

イ 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

(ア) 特定接種の対象者

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(以下「登録事業者」という。)のうちこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)

- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

このうち、「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を負う指定（地方）公共機関制度であり、本制度を中心として特定接種の対象業務が定められる。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、この指定（地方）公共機関による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

（イ）接種順位

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、以下の順位を基本とする。

- ① 医療関係者
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ③ 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む）
- ④ それ以外の事業者

この基本的考え方を踏まえ、特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等については新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況に応じて柔軟に決定され、県・町に周知される。

（ウ）接種体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本町職員については、本町を実施主体として、原則として集団的接種により実施することから、本町は接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制を検討しておく。

なお、登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体とし

て実施する。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件となる。

ウ 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うことになる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

（ア）対象者及び接種順位

住民接種については、政府行動計画等に基づき、次の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。特に、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、接種順位を政府対策本部が決定する。

① 医学的ハイリスク者

呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種を受けられない小児の保護者を含む。）

③ 成人・若年者

④ 高齢者

ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方を基本とするが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、国の将来を守ることに重点を置いた考え方を併せた方向性も考えられることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ、政府対策本部が決定し、県・町に周知される。

- a 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方**
- ・ 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
 - ・ 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
 - ・ 小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者
- b 国の将来を守ることに重点を置いた考え方**
- ・ 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>小児>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
 - ・ 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者
- c 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて国の将来を守ることに重点を置く考え方**
- ・ 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
 - ・ 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

(イ) 住民接種の接種体制

住民接種については、市町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、本町は接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

エ 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定されるので、その方針に基づき実施する。

オ 医療関係者に対する要請

国及び県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行う（特措法第31条第2項及び第3項並びに第46条第6項）。

5. 医療

(1) 地域医療体制の整備

兵庫県が、広域であり、かつ様々な特性を持つ地域から構成されていることに鑑み、地域特性や医療資源、発生状況に応じて、二次保健医療圏域ごとに県民局が必要な対策を実施する。

二次保健医療圏域内の医療体制等の対策の実施に関し、西播磨県民局は、郡市医師会、薬剤師会、中核的医療機関（感染症指定医療機関、大学附属病院、県立病院、公立病院等）を含む医療機関、薬局、市町、消防や事業者等の関係者から構成する西播磨圏域新型インフルエンザ等対策協議会（以下「西播磨圏域協議会」という。）を設置し、体制整備を進める。

県においては、西播磨圏域協議会を活用するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備に努めることとしており、本町は必要な協力をする。

(2) 医療体制の維持

町民の生命や健康を保護し、健康被害を最小限とするためには、医療機関の役割は重要となる。県では二次保健医療圏域を中心に医療体制整備を推進することとなるが、感染が拡大した場合においては、一般の医療機関で診療する体制に切り替わることとなることから、本町としても、町内医療機関と連携した情報共有及び町民への適切な受診啓発が必要である。

また、本町は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

6. 町民生活・地域経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの国民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人や家族の罹患等により、国民生活及び国民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、本町においても、新型インフルエンザ等発生時において、町民生活及び町民経済への影響を最小限となるよう、国、県、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者と連携しつつ、特措法に基づき、事前に十分準備を行う。併せて、一般の事業者においても業務継続計画の作成など事前の準備を行うことが重要である。

第7節 危機管理体制の整備

1. 対策の推進体制

海外や国内において、新型インフルエンザ等の感染者の発生又は感染が拡大するおそれがある場合に、感染拡大防止の対応を実施するための体制として、本町対策本部、本町警戒本部、本町対策連絡会議を設置する。

	上郡町新型インフルエンザ等対策本部	上郡町新型インフルエンザ等警戒本部	上郡町新型インフルエンザ等対策連絡会議
本部長等	本部長：町長 副本部長：副町長 教育長	本部長：副町長 副本部長：住民課長 健康福祉課長	議長：副町長 副議長：住民課長 健康福祉課長
構成員	全課長等	全課長・関係副課長等	関係課長・関係副課長 関係係長等
設置基準	国内で新型インフルエンザ等が発生し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に規定する「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」がなされたとき、又は、兵庫県において新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合において、町長が必要と認めたとき	海外で新型インフルエンザ等が発生し、国内で発生が予想される場合において、副町長が必要と認めたとき	海外で新型インフルエンザ等の疑いがある感染症が発生し、防疫、啓発等のため、町として体制を整備すべき必要性が生じた場合において、副町長が必要と認めたとき
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等に係る町民啓発 ・ 庁内での情報共有 ・ 保健、医療対策 ・ 初期対応、まん延防止対策 ・ 社会機能維持対策 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等に係る町民啓発 ・ 新型インフルエンザ等感染予防対策 ・ 庁内での情報共有 ・ 初期対応、まん延防止対策の準備措置 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等に係る町民啓発 ・ 新型インフルエンザ等予防対策 ・ 新型インフルエンザ等に関するガイドライン、マニュアル等の再検討、調整 など

新型インフルエンザ等の発生は、風水害、地震等の災害と同様に、全庁一体で対応しなければならない緊急非常事態である。よって、本町対策本部、本町警戒本部、本町対策連絡会議を構成する職員のみならず、町職員全員が通常業務に優先して事態に当たらなければならない。

2. 各課等の主な役割等

新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するために各課等が連携をとりながら、全庁的な取組を行う。

各課等に共通する役割及び各課等の主な役割については、以下のとおりとする。なお、発生段階別に各課等が感染拡大状況に応じて実施する具体的な対策は、後述の「第3章 各発生段階別対策」に記載する。

各課等に共通する役割	
1	本町対策本部及び本町警戒本部から所管する事務として命ぜられる事務の実施に関すること。
2	所属する町施設等に関する感染対策の徹底及び機能維持・縮小の要請等に関すること。
3	県内発生期等における関係団体等への活動継続、又は自粛要請等に関すること。
4	県内発生期等における町の業務の維持継続に関すること。
5	職場内での感染防止対策の実施に関すること。
6	各課等間の応援（職員・車両等）に関すること。

課等の名称	各課等の主な役割
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報の総括に関すること。 ・ ケーブルテレビによる町民への情報等の広報及び伝達に関すること。 ・ 関連情報の発表に関わる総合調整に関すること。 ・ 関連情報の広報に関すること。 ・ 報道機関との連絡調整に関すること。 ・ 職員の健康管理及び感染対策に関すること。 ・ 感染が疑われる職員等の出勤停止等の措置に関すること。 ・ 職員の勤務体制に関すること。 ・ 各課間の総合調整及び統制に関すること。

課等の名称	各課等の主な役割
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連情報及び活動の情報の収集、伝達及び集約に関すること ・ 町内在住外国人への情報提供等に関すること
企画政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等に関する財政措置に関すること。 ・ 緊急資機材、用品、燃料等の調達に関すること。 ・ 本庁舎の衛生管理に関すること。 ・ 活動人員の食料品や飲料水等の調達に関すること。 ・ 自治会への協力要請に関すること。 ・ 播磨高原広域事務組合との連携に関すること。
健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）の伝達及び町民の外出自粛要請に関すること。 ・ 新型インフルエンザ等発生動向の情報収集に関すること。 ・ 協定の締結に関すること。 ・ 国、県健康福祉部等との連携に関すること。 ・ 県健康福祉事務所（保健所）との連携に関すること。 ・ 医師会との連携調整に関すること。 ・ 新型インフルエンザ等に係る相談窓口の設置・運営に関すること。 ・ 住民に対し、新型インフルエンザ等に関する情報・予防・相談窓口・医療機関等の情報提供に関すること。 ・ 町内医療機関での新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）の受診状況の把握に関すること。 ・ 県の要請に応じたサーベイランスへの協力に関すること。 ・ プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの予防接種に関すること。 ・ 介護保険施設等及び福祉施設等での感染対策に関する啓発及び情報提供に関すること。 ・ 介護保険施設等及び福祉施設等での新型インフルエンザ等患者の集団的な発生の把握に関すること。 ・ 要援護者等の支援に関すること。 ・ 県や他の地方自治体への応援等の措置に関すること。
住民課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本町対策本部の設置及び運営に関すること。 ・ 本町警戒本部及び本町対策連絡会議に関すること。 ・ 県対策本部等の関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 国、県企画県民部災害対策局等との連携に関すること。

課等の名称	各課等の主な役割
住民課	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の調達等、本町対策本部機能維持のための必要な資器材に関すること。 ・各課間の総合調整及び統制に関すること。 ・赤穂市消防本部上郡消防署との連携及び調整に関すること。 ・消毒、防疫に関すること。 ・廃棄物（ごみ、し尿）の収集、運搬に関すること。 ・身元不明の遺体の収容に関すること。 ・一時的な遺体の安置所の確保に関すること。 ・埋火葬に関すること。 ・播磨高原広域事務組合との連携に関すること。 ・県や他の地方自治体への応援等の措置に関すること。
産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・野鳥の大量の不審死、高病原性鳥インフルエンザが疑われる野鳥の検査等への協力及び処分等に関すること。 ・家きん等の大量の不審死、高病原性鳥インフルエンザが疑われる家きん等の検査等への協力及び処分等に関すること ・事業所（者）への情報提供及び連絡・調整に関すること。 ・企業活動の縮小要請に関すること。 ・食料品の確保及び安定供給のための関係機関との連携に関すること。 ・観光客への対応に関すること。
上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン（水道事業）の確保に関すること。 ・下水道業務の維持に関すること。
教育推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会及び県健康福祉事務所との連携に関すること。 ・各学校園における感染対策に関する啓発及び情報提供に関すること。 ・各学校園での新型インフルエンザ等患者の集団的な発生の把握に関すること ・各学校園の臨時休業、部活動、行事等に関すること。 ・給食の安全確保に関すること。 ・保育所の業務継続、臨時休業等に関すること。 ・保育所及び子育て学習センターの感染対策に関すること。 ・保育所での新型インフルエンザ等の集団的な発生の把握に関すること。

課等の名称	各課等の主な役割
議会事務局 税務課 会計課 建設課 教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> 各課間の総合調整により役割分担することとなる。

第8節 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類している。国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズ（警戒段階）の引上げ及び引下げ等の情報を参考にしながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

しかしながら、地域での発生状況はさまざまであり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染拡大防止策等について、柔軟に対応する必要があることから、本町では県に準じ発生段階を5つに分類し、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施する。また、各対策段階の移行については、二次医療圏域単位で決定される。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がなされた場合には、圏域未発生期であっても、町民等に対し、新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な要請をすることなど、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

【発生段階ごとの状況】

発生段階	二次医療圏域の状態	県内の状態	国の状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態		
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		
圏域未発生期	圏域で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態	県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態	【国内発生早期】 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
圏域発生早期	圏域で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 ・地域未発生期（各地域で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各地域で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）	県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 ・地域未発生期（各地域で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各地域で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）	
圏域感染期	圏域で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ・地域未発生期（各地域で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各地域で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・地域感染期（各地域で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）	県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ・地域未発生期（各地域で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各地域で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・地域感染期（各地域で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）	【国内感染期】 国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		

※本計画において「隣接府県」は、京都府、大阪府、鳥取県、岡山県及び徳島県とする。

第3章 各発生段階別対策

第1節 未発生期（発生前の段階）

状態： ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況
目的： （1） 発生に備えて体制の整備を行う。 （2） 国及び県との連携のもと発生の早期確認に努める。
対策の考え方： （1） 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本町行動計画等を踏まえ、国・県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 （2） 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

1. 実施体制

（1）本町行動計画等の作成

本町は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた本町行動計画又は業務計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。（健康福祉課、住民課）

（2）体制の整備及び国・県との連携強化

ア 新型インフルエンザ等の発生は、風水害、地震等の災害の発生と同様に、全庁一体で対応しなければならない緊急事態であり、本町は、初動対応体制の確立や発生時に備えるため、本町対策本部及び全庁での役割分担を定め、必要に応じて見直しを行う。（健康福祉課、住民課、関係課）

イ 本町は、国、県等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。（健康福祉課、住民課、関係課）

ウ 本町は、県が県対策本部を立ち上げた際には、速やかに本町対策本部を立ち上げることができるよう体制を整備する。（健康福祉課、住民課）

2. サーベイランス・情報収集

(1) 国内外の情報収集

国、県、関係機関等から新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。
(健康福祉課、関係課)

(2) 学校等でのインフルエンザ発生状況の把握

本町は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級閉鎖・学校閉鎖・休校等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。(教育推進課、健康福祉課)

(3) 野鳥・家きん・豚等のサーベイランス

本町は、町内で、野鳥・家きん・豚等のインフルエンザが発生したときは、兵庫県家畜保健衛生所及び光都農林水産振興事務所等の関係機関と連携し、適切な対応を行う。(産業振興課)

3. 情報提供・共有

(1) 継続的な情報提供

ア 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。(総務課、健康福祉課、関係課)

イ マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。また、新型インフルエンザ、鳥インフルエンザの情報について、ホームページ等により、町民向けに情報提供を行う。(健康福祉課、関係課)

ウ 新型インフルエンザ等のまん延防止の観点から、Q&A形式による情報提供や正しい知識の普及、推奨する感染対策の周知（一般的な感染予防策や健康管理等）について、町民が理解しやすい内容の情報提供を行う。(健康福祉課、関係課)

(2) 体制整備等

本町は、県からの要請に基づき、町民からの一般的な問い合わせ、相談に応じる新型インフルエンザ等相談窓口の設置準備を進める。(健康福祉課)

4. 予防・まん延防止

(1) 感染症対策の普及

本町、学校等及び事業者等は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。(健康福祉課)

(2) 住民に対する予防接種の体制整備

ア 本町は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条(新型インフルエンザ等緊急事態の場合)又は予防接種法第3項(新型インフルエンザ等緊急事態でない場合)に基づき、原則として集団接種により、町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接触するための体制を構築する。(健康福祉課)

イ 本町は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村において接種を可能となるよう努める。(健康福祉課)

ウ 速やかに接種ができるよう、赤穂郡医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。(健康福祉課)

5. 医療

(1) 地域医療体制の整備

医療体制の整備については、県において、西播磨圏域協議会と緊密に連携を図りながら、新型インフルエンザ等対策における地域の実情に応じた医療体制の整備に努めることとしており、本町は必要な協力をする。(健康福祉課)

(2) 医療機関受診に係る情報の周知

本町は、町民が新型インフルエンザ等に感染した場合における医療機関への受診方法について住民周知の準備を行う。(健康福祉課)

6. 町民生活及び町民経済の安定の確保

(1) 要援護者への生活支援

本町は、町内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

(健康福祉課)

(2) 火葬能力等の把握

本町は、県が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討する際に必要な協力をする。なお、新型インフルエンザ等発生時における火葬場の火葬能力や稼働状況の把握については、播磨高原広域事務組合傘下のたつの市、佐用町と十分な情報共有、連携体制が必要となる。

(住民課)

(3) 物資及び資材の備蓄等

本町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、設備の整備に努める。

(健康福祉課、住民課、企画政策課、関係課)

第2節 海外発生期

状態：

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

目的：

- (1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、県・町内発生の遅延と早期発見に努める。
- (2) 県・町内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方：

- (1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、県と連携しながら強力な措置をとる。
- (2) 対策の判断に役立てるため、国及び県との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- (3) 県内発生した場合には早期に発見できるよう県が実施する県内のサーベイランス・情報収集体制の強化に協力する。
- (4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、町民、医療機関に準備を促す。

1. 実施体制

(1) 体制強化等

ア 本町は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、国の動向を見極めながら必要な情報収集に努めるとともに、本町行動計画等に基づいた具体的対策の実施について検討する。(健康福祉課)

イ 本町は、国において内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部が設置された場合は、県においても県対策本部が設置されることから、国が定める基本的対処方針や県の対処方針及び本町行動計画等に基づき対策を講ずるとともに、本町対策本部の設置に向けた準備を行う。
(健康福祉課、住民課)

2. サーベイランス・情報収集

(1) 国内外の情報収集

本町は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国や県等を通じ必要な情報収集に努める。(健康福祉課)

- ・病原体に関する情報
- ・疫学情報（症状、症例定義、致命率等）
- ・治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）

(2) 学校等でのインフルエンザ発生状況の把握

本町は、必要に応じて、小中学校、高等学校、保育所、幼稚園、介護保健施設等及び福祉施設等におけるインフルエンザ患者（疑われる患者を含む。）の発生状況を把握する。(教育推進課、健康福祉課)

(3) 野鳥・家きん・豚等のサーベイランス

本町は、引き続き、野鳥・家きん・豚等のインフルエンザが発生したときは、県等関係機関と連携し、適切な対応を行う。(産業振興課)

3. 情報提供・共有

(1) 情報提供

本町は、県と連携し町民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。(健康福祉課、総務課)

(2) 新型インフルエンザ等相談窓口の設置

本町は、県からの要請に基づき、住民からの一般的な問い合わせに対応できる新型インフルエンザ等相談窓口を設置し、国及び県が作成するQ&A等を参考としながら、適切な情報提供に努めとともに、疾病に対する相談のみならず、生活相談等広範な内容についても対応できる体制整備を行う。また、町民から寄せられる問い合わせ、関係機関から寄せられる情報の内容を踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。(健康福祉課、関係課)

4. 予防・まん延防止

(1) 県・町内でのまん延防止策の準備

国及び県と相互に連携し、県・町内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進める。(健康福祉課)

(2) 感染対策の実施

本町は、町民、学校等及び事業者等へ、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の実施を促すとともに、自らの発症が疑わしい場合は、県に設置される相談センターに連絡してから医療機関を受診することを周知する。(健康福祉課)

(3) 予防接種

ア 特定接種

国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報及び社会情勢等の全体状況を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定接種を実施することを決定し、また、特定接種の総枠、その対象及び順位を決定するなど、基本的対処方針において、特定接種の具体的運用を定めることとしている。

本町は、これらのことを踏まえて、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本町職員に対して、集団的な接種を原則として、本人の同意を得て特定接種を行う(特措法第28条)。(健康福祉課)

イ 住民接種

本町は、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を国が開始する際において、国と連携し接種体制の準備を行う。

また、集団的な接種を行うことを原則として、事前にマニュアル等において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。
(健康福祉課)

5. 町民生活及び町民経済の安定の確保

(1) 事業者の対応

県と連携し、町内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を実施するための準備を行うよう要請する。
(健康福祉課・産業振興課)

(2) 遺体の火葬・安置

本町は、国から県を通じて行われる「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う」旨の要請を受け対応する。なお、火葬場の火葬能力、稼働状況の把握については、播磨高原広域事務組合傘下のたつの市、佐用町と情報共有、連携、調整を行う。(住民課)

第3節 県内発生早期

状態	<ul style="list-style-type: none"> ・県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、国内において全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 ・地域によっては未発生期の状態である場合がある。(地域未発生期)
目的	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。 (2) 患者に適切で迅速な医療を提供する。 (3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> (1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。国内発生したが新型インフルエンザ等の状況等により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を国が行うことから、積極的な感染拡大防止策等をとる。 (2) 医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。 (3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国から提供される国内外の情報を医療機関等に提供する。 (4) 県内感染期への移行に備えて、町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 (5) 県と連携し、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

1. 実施体制

(1) 本町対策本部の設置等

県内での発生が確認され、政府対策本部が国内発生早期又は国内感染期に入ったことを宣言し、基本的対処方針が公示された場合は、直ちに本町対策本部を設置し、関係課等間が連携を強化し、全庁一体となった対策を推進する。(住民課)

＜緊急事態宣言がされている場合の措置＞

(1) 緊急事態宣言

- ア 国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行い、国会に報告する。
- イ 緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。
- ウ 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び近隣府県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定にも十分留意する。全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考慮する。

(2) 本町対策本部の設置

本町は、緊急事態宣言がなされた場合、特措法第34条による本町対策本部を直ちに設置する。(住民課)

2. サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

本町は、国内・海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、厚生労働省や県等を通じて必要な情報を収集する。(健康福祉課)

(2) 学校等でのインフルエンザ発生状況の把握

本町は、新型インフルエンザ等の町内での感染拡大を早期に探知するため、小中学校、高等学校、保育所、幼稚園、介護保健施設等及び福祉施設等におけるインフルエンザ患者（疑われる患者を含む。）の把握を強化する。
(教育推進課、健康福祉課)

3. 情報提供・共有

(1) 情報提供

ア 町民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内外の発生状況、具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(健康福祉課、総務課、関係課)

イ 特に、町民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。（健康福祉課、教育推進課、関係課）

ウ 引き続き、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関が必要としている情報を把握し、必要に応じ、町民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。（健康福祉課）

（２）相談窓口等の体制充実・強化

県からの要請を踏まえ、状況の変化に応じた国のQ&Aの改訂版を活用するなど相談窓口の充実・強化を図る。（健康福祉課）

4. 予防・まん延防止

（１）町内での感染拡大防止策

国及び県と連携し、町内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、引き続き感染症法に基づき、個人が行うべき感染対策の啓発を強化する。（健康福祉課）

（２）町民、事業者等に対して次の要請を行う。

ア 町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施など基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業者に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨について要請する。（健康福祉課、産業振興課、関係課）

イ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。（健康福祉課、産業振興課）

ウ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保健施設等における感染対策を実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）を適切に行うよう、学校等の設置者に要請する。（健康福祉課、教育推進課）

エ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう啓発に努める。（健康福祉課）

(3) 予防接種（住民接種）

ア 特定接種

海外発生期（県内未発生期）の対策を継続し、国の基本的対処方針を踏まえて、新型インフルエンザ等対策に携わる町職員に対して、特定接種を進める。また、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施に係る国の方針について、情報提供を行う。（健康福祉課、関係課）

イ 住民接種

(ア) 国が決定した接種順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて、町民への接種に関する情報提供を行う。（健康福祉課、関係課）

(イ) パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。（健康福祉課）

(ウ) 住民接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健センター・学校など公的な施設を活用し、又は医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、町内に居住する者を対象に集団的接種を行う。（健康福祉課）

＜緊急事態宣言がされている場合の措置＞

緊急事態宣言がされ、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。ただし、「(2) 住民接種」については、実施区域の指定にかかわらず必要に応じて行う。

(1) 新型インフルエンザ等緊急事態においては、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じて、以下の措置を講ずる。

ア 外出制限等

県は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえ、期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きできる限り外出しないことや、基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町単位、県内のあるブロック単位等）とすることが考えられる。

イ 施設の使用制限

県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。県は、特措法第 45 条第 4 項に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

ウ 施設の使用制限（上記、イ以外の施設）

県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。県は、特措法第 45 条第 4 項に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

※ 上記について、本町は、県の動向に十分留意するとともに、必要に応じて協力する。（健康福祉課、関係課）

(2) 住民接種

本町は、町民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。(健康福祉課)

5. 町民生活及び町民経済の安定の確保

(1) 事業者の対応

県と連携し、町内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防対策を開始するよう要請する。
(健康福祉課、産業振興課)

(2) 町民への呼びかけ

県と連携し、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(産業振興課)

(3) 遺体の火葬・安置

海外発生期の対策を継続する。(住民課)

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(1) 水の安定供給(特措法第52条)

水道事業者である本町は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(上下水道課)

(2) 生活関連物資等の価格の安定等

県及び本町は、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国と連携しながら、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(産業振興課)

第4節 県内感染期の対策

<p>状態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内のいずれかの地域で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学的調査で追えなくなった状態 ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。 ・ 県内でも、地域（市町や圏域等）によって状況が異なる可能性がある。（地域未発生期・地域発生早期の状態地域感染期に至っていないなど）
<p>目的</p>	<ol style="list-style-type: none"> （1）医療体制を維持する。 （2）健康被害を最小限に抑える。 （3）町民生活及び町民経済への影響を最小限抑える。
<p>対策の考え方</p>	<ol style="list-style-type: none"> （1）感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止は実施する。 （2）県内又は町内の発生状況等を勘案し、本町の実施すべき対策の判断を行う。 （3）状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 （4）流行のピーク時における入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 （5）医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。 （6）受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 （7）欠勤者の増大が予測されるが、町民生活・町民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 （8）状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

1. 実施体制

国が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、国内感染期の基本的対処方針を変更し、国内感染に入ったこと及びその対処方針を公示した場合、本町対策本部を設置し、町内が感染期に入ったことを宣言するとともに、関係課等が連携を強化し、全庁一体となった対策を推進する。

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

緊急事態宣言がされ、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(1) 本町対策本部の設置

本町は、緊急事態宣言がなされた場合、特措法第34条による本町対策本部を直ちに設置する。

(2) 他の地方公共団体による代行、応援等

県又は市町が、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合には、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う（特措法第38条・第39条）。

2. サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

本町は、引き続き、国内・海外での新型インフルエンザ等の発生状況への対応について、厚生労働省や県等を通じて必要な情報を収集する。

（健康福祉課）

(2) 学校等でのインフルエンザ発生状況の把握

本町は、新型インフルエンザ等の町内での感染拡大の状況を探知するため、小中学校、高等学校、保育所、幼稚園、介護保健施設等及び福祉施設等におけるインフルエンザ患者（疑われる患者を含む。）の集団的発生状況を把握する。（教育推進課、健康福祉課）

3. 情報提供・共有

(1) 情報提供

ア 本町は、県と連携し、町民に対して、引き続き、県内外での発生状況及び具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。

（健康福祉課、総務課、関係課）

イ 本町は県と連携し、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。併せて、社会活動の状況についても、情報提供する。（健康福祉課、教育推進課、関係課）

ウ 引き続き、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関が必要としている情報を把握し、必要に応じ、町民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。（健康福祉課）

（２）新型インフルエンザ等相談窓口の体制充実・強化

新型インフルエンザ等相談窓口の体制を継続し、状況の変化に応じたQ&Aの改定版等を踏まえながら、適切な情報提供を行う。（健康福祉課）

4. 予防・まん延防止

（１）町民、事業者等に対して次の要請を行う。

ア 町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。（健康福祉課、産業振興課、関係課）

イ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。

（健康福祉課、産業振興課、関係課）

ウ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保健施設等における感染対策を実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）を適切に行うよう、学校の設置者に要請する。

（健康福祉課、教育推進課、関係課）

エ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう啓発に努める。

（健康福祉課、関係課）

（２）予防接種

予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。（健康福祉課）

＜緊急事態宣言がされている場合の措置＞

緊急事態宣言がされ、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- (1) 新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講ずる。

ア 外出制限等

県は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、できる限り外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。

イ 施設の使用制限（学校、保育所等）

県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生活・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。なお、県は、要請・指示を行った際には、特措法第 45 条第 4 項に基づき、その施設名を公表する。

ウ 施設の使用制限（上記、イ以外の施設）

県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）については、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生活・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。なお、県は、要請・指示を行った際には、特措法第 45 条第 4 項に基づき、その施設名を公表する。

※ 上記について、本町は、県の動向に十分留意するとともに、必要に応じて協力する。（健康福祉課、関係課）

(2) 予防接種

本町は、特措法第 46 条に基づく住民接種を進める。（健康福祉課）

5. 医療

(1) 県の対策への協力

県等と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力する。(健康福祉課)

ア 県の患者への対応等

- (ア) 有症帰国者等の専用外来、相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう要請する。
- (イ) 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- (ウ) 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療によって、新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を周知する。
- (エ) 医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう調整をする。

イ 在宅で治療する患者への支援

本町は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や、自宅で死亡した患者への対応を行う。
(健康福祉課、関係課)

6. 町民生活及び町民経済の安定の確保

(1) 事業者の対応

県と連携し、町内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を講じるよう要請する。また、県からの要請により、事業者の業務継続の必要性から出勤せざるを得ない従業員等のニーズに対応するため、保育施設が休業となった際でも、最小限の乳幼児を受け入れる体制を構築する。(健康福祉課・産業振興課、関係課)

(2) 町民・事業者への呼びかけ

県と連携し、町民に対し、食料品・生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(産業振興課)

＜緊急事態宣言がされている場合の措置＞

緊急事態宣言がされ、県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(1) 水の安定供給（特措法第 52 条）

県内発生早期の記載を参照

(2) 生活関連物資等の価格の安定等（特措法第 59 条）

ア 国、県及び市町は、国民生活及び国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視を行うとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。国、県及び市町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

イ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。

(3) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

県は、市町に対し、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。

(4) 埋葬・火葬の特例等

ア 県は、市町に対し、火葬場の管理者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。

イ 県は、市町に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。

ウ 県は、新型インフルエンザ緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、緊急の必要があると認めるときは、当該市町長以外の市町長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続きの特例が定められるため、この特例に基づき必要な対応を実施する。

エ 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

※ 上記について、本町は、県の動向に十分留意するとともに、必要に応じ協力する。（健康福祉課、住民課、上下水道課、関係課）

第5節 小康期

状態	<ul style="list-style-type: none">・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。・大流行は一旦終息している状況。
目的	(1) 町民生活及び町民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none">(1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。(2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。(3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。(4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

1. 実施体制

(1) 国等の基本的対処方針の変更

国において、基本的対処方針の変更が行われ、小康期に入ったこと及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針について公示があった場合には、県においても、速やかに対処方針が決定されることから、この内容を把握し、必要な対策の変更をする。(健康福祉課、関係課)

(2) 本町対策本部の廃止

国が「新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言」を行ったときには、速やかに本町対策本部を廃止する。(住民課)

2. サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

本町は、引き続き、再流行を早期に探知するため、新型インフルエンザ等の発生状況について、国や県等を通じ必要な情報収集に努める。(健康福祉課)

(2) サーベイランス

本町は、再流行を早期に探知するため、国・県が学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化している期間中は、これに協力する。(健康福祉課、教育推進課)

3. 情報提供・共有

(1) 情報提供

本町は、県と連携し町民に対し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。(健康福祉課、総務課)

(2) 新型インフルエンザ等相談窓口の体制の縮小

本町は、国の要請に基づき、新型インフルエンザ等相談窓口の体制を縮小する。(健康福祉課)

4. 予防・まん延防止

(1) 予防接種

本町は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(健康福祉課)

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。
(健康福祉課)

5. 町民生活及び町民経済の安定の確保

(1) 町民・事業者への呼びかけ

必要に応じ、引き続き、町民に対し、食料品・生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(産業振興課)

＜緊急事態宣言がされている場合の措置＞

(1) 業務の再開

ア 県は、事業者に対して、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のための縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨を周知する。

イ 県は、指定（地方）公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。

※ 本町は、県の動向に十分留意するとともに、必要に応じて協力する。
（健康福祉課、関係課）

(2) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

国、県、指定（地方）公共機関と連携し、町内の状況を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、特措法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。（健康福祉課）

【用語解説】

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。)

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥のこと。

なお、家畜伝染病予防法における高原病性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

*特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

*第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

*第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

*結核指定医療機関：結核に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 基本的対処方針

新型インフルエンザ発生時に政府対策本部が示す新型インフルエンザ等への基本的な対処方針。発生の状況や対処に関する全般的な方針、対策の実施に関する重要事項を定め、その方針に則り国や県、町が具体的に実施すべき対策を選択し決定する。

○ 緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして要件に該当する事態が発生したと政府が認めたときに発する宣言のこと。

○ 緊急事態措置

生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないこと（不要不急の外出の自粛等）や学校、社会福祉施設、興行場等多数の者が利用する施設等の使用の制限等を上記宣言の際に告示した期間（最大3年）や区域において実施するもの。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状の軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関してさまざまな情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 死亡率（Mortality Rate）

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等にり患して死亡した者の数。

○ 症例定義

国への「報告基準」である。新型インフルエンザや新感染症はまだ発生していないため、発生後にその基準が作られ、国の統一した基準により発生状況等を把握し対策を行うことになる。また感染症法における入院勧告や就業制限を行う際の適用基準にもなる。

なお、「症例定義」は医師の臨床診断や保険病名の制約するものではない。

○ 新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原性とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性インフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウ

ウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ **新型インフルエンザ（A／H1N1）**

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認された世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A／H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○ **新感染症**

人から人へ伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生活及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。（感染症法第6条第9項）

○ **専用外来**

海外発生期及び県内発生早期において、発生国から帰国者、新型インフルエンザ患者の濃厚接触者などの新型インフルエンザが疑われる患者の外来診療を行う医療機関。

○ **相談センター**

海外発生期及び県内発生早期において、発生国から帰国者、新型インフルエンザ患者の濃厚接触者から医療機関受診に関する相談を受け付け、専用外来を紹介する業務を行う健康福祉事務所（保健所）等。

○ **相談窓口**

疾病に関する相談や生活相談など住民の生活に密着した内容の相談業務を行う市町の窓口。

○ **WHO（World Health Organization：世界保健機関）**

「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること。（WHO憲章第1条）」を目的として設立された国際機関。国際連合と連携して活動する国連の専門機関

に位置づけられており、インフルエンザなどの感染症対策や生活習慣病の対策、医薬品や食品の安全対策など幅広い分野で国際的に重要な役割を担っている。

新型インフルエンザの発生段階については、WHOのパンデミックインフルエンザ警報フェーズを参考に決定することとしている。

○ 致命率 (Case Fatality Rate)

ここでは、流行期間中に新型インフルエンザにり患した者のうち、死亡した者の割合をいう。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等の濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらず濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度で又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ 発病率 (Attack Rate)

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザにり患した者の割合。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、ほとんどの人が新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ 飛沫感染

感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄する、ウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路を指す。なお、咳やくしゃみ等の飛沫は、空気中で1～2メートル以内しか到達しない。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。
(現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造)